

# レンタル商品契約書

貸主 RIG 株式会社（以下甲と称す）と借主 \_\_\_\_\_（以下乙と称す）は、甲所有のレンタル商品を乙へ貸し出すことについて次のとおり契約を締結する。

## 第1条（レンタル商品及び料金・損失金）

甲は乙に対し、別紙のレンタル商品を別紙記載の料金を貸し出す。

## 第2条（レンタル商品の設置場所）

1 乙は別紙で記入設置場所からの移動の場合は甲の承諾なしで移設してはならない。

## 第3条（利用者）

1 レンタル商品の利用者は、下記の者とする。

借主本人

借主以外の者(氏名)

2 乙は、レンタル商品を、甲に事前の申し出なく上記の者以外に使用させてはならない。

## 第4条（レンタル期間）

別紙記載の期限で甲は貸出致します。乙が期限内に返却の場合は2週間前に申し出ること。短期レンタル商品については期間終了前までの申し出とする。

## 第5条（レンタル料金の支払い方法）

レンタル料金の支払いは全額を前払とし乙は銀行振り込み・商品代金引換・カード決済を選択して支払いをする。

## 第6条（レンタル商品の納品）

1 甲は、納品日に指定設置場所へレンタル商品を納品する。

2 乙は、レンタル商品の納品の際に、本人又はその指定する者が立ち会わなければならない。

3 甲は、レンタル商品の納入後速やかに、乙又は乙の指定する者の立会いのもとにレンタル商品の動作確認を行う。レンタル商品の動作が正常でない場合、甲は、速やかに修理するかもしくは代替品の納品を行う。

## 第7条（レンタル商品の使用管理責任）

1 乙は、善良な管理者としての注意義務をもってレンタル商品の使用・管理を行わなければならない。また、乙は、商品本来の用法、能力に従ってこれを使用しなければならない。

2 乙は、レンタル商品の付属部品、その他付属品についても紛失しないように保存し、契約終了時に甲に返還しなければならない。

3 レンタル商品の使用・管理について、乙に責任がある事由によって乙または第三者に損害が生じた場合には、乙の責任においてこれを処理するものとし、甲は一切の責任を負わないものとする。

## 第8条（乙の連絡義務）

乙は下記について必ず甲の下記連絡先に直ちに連絡をしなければならない。

- ・レンタル商品の延長利用を希望する場合
- ・商品に構造上の欠陥がある場合
- ・盗難、紛失があった場合
- ・レンタル商品の破損
- ・滅失その他校用の喪失がある場合
- ・氏名、商号、住所、連絡先電話番号に変更があった場合
- ・第三者が、差し押さえ、仮差し押さえ、または権利主張をする恐れがある場合

連絡先 RIG 株式会社 レンタル事業部 電話 052-775-1882

## 第9条（乙に責任がある事由によるレンタル商品の破損・滅失等）

1 乙は、乙、利用者、同居人または来宅者の故意・過失、その他乙に責任がある事由（盗難・火災を含む）により、レンタル商品を故障・破損したときは、速やかに甲に修理代金を支払わなければならない。また、レンタル商品が滅失或いはその効用を喪失した場合は、レンタル期間満了までのレンタル料金に加え、商品価値相当金額を乙が支払うものとする。

2 第1項の場合において甲が保険給付を受けた場合、給付を受けた限度で賠償金の請求はしない。

## 第10条（レンタル商品の破損・滅失・盗難等）

1 甲は、レンタル期間中にレンタル商品が、乙の責任でない事由により故障・破損・滅失した場合（天災を除く）、乙からの連絡後すみやかに修理するかもしくは代替品の納品を行う。

2 乙は、レンタル商品が盗難・火災により使用不能となった場合には、甲に対し盗難届または被災証明を提示しなければならない。

## 第11条（第三者への転貸の禁止等）

乙は、甲の書面による承諾なく、レンタル商品を第三者に使用させたり、譲渡、質入れ、転貸、占有、移転等の処分をしたりすることはできない。また、乙は、レンタル商品の改造、改装をすることができない。

## 第12条（消耗品費用負担）

レンタル期間中においてレンタル商品の維持・使用・管理にかかる消耗品（照明器具の蛍光灯、電気製品の電池、掃除機の紙パックなど）の費用は、乙の負担とする。

## 第13条（契約の解除）

甲は、乙が次の各号の一つに該当したときは、催告をせずに直ちに契約を解除することができる。

- 1 レンタル料金の支払いを1回でも怠ったとき
- 2 仮差押、仮処分、強制執行、破産、民事再生等の申立を受けたとき
- 3 本契約の各条項に違反した場合

## 第14条（レンタル期間の延長）

1 乙は、レンタル期間の延長を希望する場合、レンタル期間満了の2週間前までに延長の申し出をするものとし、短期レンタル商品については期間終了前までの申し出とする。これに対する甲の承諾により、レンタル期間が延長される。

2 延長料金は、第1条のレンタル料金に準じた額とし、延長する期間に応じて甲が算出した延長使用料金を乙が負担するものとする。

3 延長料金支払いは甲指定の期日までとする。

## 第15条（納品日までの解約）

1 乙は、第4条の納品日の3日前まで、レンタル費用（送料を除く）の一部負担なく本契約を解約することができる。

2 乙は、第4条の納品日の2日前から納品日当日（但し、納品前）まで、下記のキャンセル料の支払にて本契約を解約できる。

- ・納品予定日の3日前までのキャンセルは無料とする。
- ・納品予定日の前日のキャンセルはレンタル料金の50%支払とする。
- ・納品予定日当日（但し、納品されるまで）のキャンセルはレンタル料金の100%支払とする。

## 第16条（レンタル期間中の途中解約）

1 乙は、レンタル期間中、甲に事前の申し出により契約を途中解約することができる。途中解約時の返金は一切ないものとする。

2 契約延長後の途中解約に関して、乙は第1項と同等の条件によって契約を途中解約することが出来る。

## 第17条（レンタル商品の返却）

1 乙は、第4条で定めたレンタル期間の満了日に、甲にレンタル商品（取扱説明書その他付属品を含む）を返却する。

2 乙は、契約の解除・途中解約により契約が終了した場合、甲に対し、直ちにレンタル商品を返却しなければならない。

3 レンタル商品の返却は、第3条で定めたレンタル期間の満了日に、甲が第2条の設置場所に行き、乙が甲にレンタル商品を引き渡す方法により行う。

4 乙は、レンタル商品の返却の際、本人又はその指定する者が立ち会わなければならない。

5 返却に係る引取費用は甲の負担とする。但し、引取予定日に乙が不在である等、乙に責任がある事由により再度の引取を要することとなった場合、2回目以降の引取費用は乙の負担とする。

6 乙は、契約終了後もレンタル商品を返却しない場合、甲に対し、使用相当損害金として、契約終了から返却までの期間、第1条のレンタル料金の1.2倍の金員を支払わなければならない。

7 甲は、契約終了後、相当の期間を定めて催告をしてもその期間内に乙がレンタル商品を返却しない場合、前項の使用相当損害金に加え、レンタル商品の代価を請求できる。

第18条（暴力団排除条項）

1 乙は、甲に対し、本件契約時において、乙（乙が法人の場合は、代表者、役員、または実質的に経営を支配する者を含む）が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、甲が前項に該当するか否かを判定するために調査を要すると判断した場合、甲の求めに応じてその調査に協力し、これに必要と甲が判断する資料を提出しなければならない。

3 甲は、乙が反社会的勢力に属すると判明した場合、催告その他の手続を要することなく、本件契約を即時解除することができる。

4 甲が、前項の規定により、本件契約を解除した場合には、甲はこれによる乙の損害を賠償する責を負わない。

5 本件契約を解除した場合、甲から乙に対する損害賠償請求を妨げない。

第19条（特約事項）

本契約の特約は下記のとおりとする。

この契約の締結を証するために、本証書2通を作成し、甲乙各1通保有する。

記 （特約事項がある場合に記載）

令和 年 月 日

貸主（甲）住所 名古屋市守山区天子田3-1509

氏名 RIG株式会社 ㊟

TEL 052-799-6810

借主（乙）住所

氏名 ㊟

TEL - -